

平成27年第2回三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会（所管事項説明） 提出資料

◎所管事項

【行政運営】

1	三重県行財政改革取組について	1
2	平成27年度組織機構について	2
3	ワーク・ライフ・マネジメントについて	8
4	改正行政不服審査法への対応について	12
5	コンプライアンスの推進について	14
6	職員の人材育成について	16
7	職員の健康管理について	18
8	総務事務の集中処理について	22

【財政運営】

9	三重県財政の現状について	別冊
10	県税収入について	24
11	県税未収金対策について	26
12	税外の未収金対策について	30
13	県有財産の有効活用について	34

〔別冊資料〕

- 平成26年度「三重県行財政改革取組」具体的な取組 年度実績（確定版）
- 「三重の財政（平成27年 第1回）」

平成27年5月27日

総務部

1 三重県行財政改革取組について

1 現状（概要）

「三重県行財政改革取組」は、平成 24 年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。本取組の進行管理にあたっては、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、「ロードマップ（工程表）」に基づき適切に行うほか、進捗状況を半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

2 これまでの主な実績

「人づくりの改革」においては、平成 24 年 12 月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、研修体系の見直し、OJT の体制整備と支援研修実施、コンプライアンスの日常化などに係る具体的な取組を実施し、本格運用するなどにより「職員力の更なる向上」を図りました。

「財政運営の改革」においては、県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直しに取り組むことなどにより「健全な財政運営」を推進したほか、個人住民税の徴収対策の促進やネーミングライツの導入などの新たな財源確保対策などにより「歳入の確保」につなげました。

「仕組みの改革」においては、平成 24 年度に構築した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を本格運用し、「事業改善に向けた有識者懇話会（プラス・シュアップ懇話会）」の開催により改善機能の強化を図るなど、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価、改善し、確実に次年度の計画につなげることとしたほか、平成 25 年 3 月に策定した「三重県外郭団体等改革方針」に基づく見直しなどにより「効果的・効率的な県政運営」を推進しました。

平成 26 年度までに 52 の具体的取組のうち 46 取組（88%）が達成となり、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」の平成 26 年度目標（86%）を上回る達成割合となりました。

3 今後の対応

本年度は、取組期間の最終年度を迎えることから「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全ての具体的取組における目標達成に向け着実に推進するとともに、これまでの取組の検証等をふまえ、平成 28 年度以降の新たな行財政改革プランについて検討します。

2 平成27年度組織機構について

県の組織体制については、毎年度、新たな行政課題に的確に対応するための体制整備や、役割を終えた組織の廃止など必要な改正を行っています。

平成27年度においても、国・地方を挙げた地方創生や社会情勢の変化に的確に対応するとともに、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成に向けて、所要の改正を行いました。

1 地方創生、人口減少への対応

(1) ひとづくり政策総括監の設置

各部局の人づくりに係る施策を県全体として一貫して整合性を確保しながら推進するための総合調整や、次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」における人づくり施策の企画調整、高等教育機関との連携などを推進するため、戦略企画部に「ひとづくり政策総括監」（次長級）を設置しました。

(2) 次期行動計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等

次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」等を的確に策定するため、企画課の職員を増員（3名）しました。

また、若者の県内定着促進のため、魅力向上に向けた高等教育機関相互の連携や高等教育機関と地域との連携などを推進するため、戦略企画総務課の職員を増員しました。

(3) 食の産業振興、魅力発信

「みえ食の産業振興ビジョン（仮称）」に基づく食の産業としての振興と魅力発信、地域再生計画に認定された「『食』で拓く三重の地域活性化」の取組を総合的に進めるため、雇用経済部に「食の産業政策推進監」を設置しました。

また、中小企業・小規模企業振興条例に基づく県の取組をより明確にするため、サービス産業振興課を「中小企業・サービス産業振興課」とし、同課に「食の産業振興班」を設置して、輸出を含む県産品の販路拡大や2015年ミラノ国際博覧会への出展、第27回全国菓子大博覧会・三重の開催を通じた情報発信など、具体的取組を進めます。

農林水産業などにおけるICTやビッグデータ等を活用した事業環境の整備、新たな商品開発や国内外への販路開拓等につながる食のバリューチェーンの構築を進めるため、フードイノベーション課に職員を配置しました。

(4) 移住促進

本県への移住を促進するため、地域支援課の職員を増員するとともに、首都圏からの移住にかかる総合窓口として、東京都に移住相談センターを設置しました。

2 複雑化・深刻化する危機に備える緊急的な取組

土砂災害警戒区域の指定推進に向けて、危険箇所における基礎調査の加速や土砂災害防止施設の整備を進めるため、建設事務所に各1名の職員（合計10名）を配置しました。

3 スポーツの推進

平成33年の国民体育大会に向け、トップアスリートの育成・強化や選手・指導者の確保など、競技力向上の取組をより一層推進するため、スポーツ推進局に「競技力向上推進監」を設置するなど職員を増員（8名）しました。

全国障害者スポーツ大会の開催準備のため、障がい福祉課の職員を増員しました。

平成30年の全国高等学校総合体育大会の開催準備のため、教育委員会事務局保健体育課に全国高校総体準備班を設置しました。

4 みえ県民力ビジョン・選択集中プログラムの推進

（1）里親制度の推進

三重県家庭的養護推進計画に基づき、市町をはじめ関係機関と連携・協力して里親委託を的確に進めるため、専任の職員を児童相談センター及び北勢児童相談所に配置するとともに、「子ども虐待対策監」の所管を見直し、その名称を「子ども虐待対策・里親制度推進監」としました。

（2）看護師確保対策監の設置

看護職員に対する需要が今後一層高まるところから、看護職員の総合的な確保対策を推進するため、医療対策局に「看護師確保対策監」を設置しました。

（3）総合的な国際戦略等の推進

本県の国際展開を総合的に推進するため、関係業務を国際戦略課に一元化し、雇用経済部長の所管としました。このことに伴い、観光・国際局を「観光局」とするとともに、海外誘客の取組の充実・強化のため、「海外誘客課」を設置しました。

（4）ＩＣＴの活用

ＩＣＴを活用した産業振興を図るため、エネルギー政策課を「エネルギー政策・ＩＣＴ活用課」に変更するとともに、ＩＴ推進課は「情報システム課」に変更しました。

（5）学力向上推進プロジェクトチームの設置

児童生徒の学力向上について、今後、一定期間で成果を上げることをめざし、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、市町教育委員会と連携した小中学校での授業改善を核とした取組などを組織的、集中的に推進するため、教育委員会事務局に「学力向上推進プロジェクトチーム」を設置し、学力向上推進監は廃止しました。

5 各施策や事業の進捗等に伴う見直し

【本庁】

(1) 「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチームの廃止

平成26年度までの6年間の取組が終了することから、「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチームを廃止しました。

(2) 推進監等の見直し

コンプライアンスの日常化の枠組みが整い、人権施策や人事・服務管理等の業務とともに総合的な取組を進めるため、「コンプライアンス推進監」の配置を見直し、人権・労使協働監と統合して「コンプライアンス・労使協働推進監」としました。

「独立行政法人担当監」、「雇用経済政策推進監」及び「首都圏営業推進監」については、設置目的が一定達成されたことから廃止しました。

(3) 動物愛護の取組の推進

「三重県動物愛護管理センター」の整備など、動物愛護の取組を的確に推進するため、食品安全課生活衛生班を「生活衛生・動物愛護班」としました。

(4) 教育政策課の設置

次期教育ビジョンの策定とその推進に加え、横断的な教育課題に的確に対応するため、教育委員会事務局に「教育政策課」を設置し、教育改革推進監は廃止しました。

(5) 学校経理・施設課の設置

県立学校に係る運営費や施設整備費を一元的に所管する「学校経理・施設課」を設置し、予算経理課は「教育財務課」とするとともに、学校施設課は廃止しました。

【地域機関】

(1) 鳥羽河内ダム建設に係る用地取得を推進するため、志摩建設事務所事業・用地推進室を「事業推進室」と「用地調整室」にし、用地取得体制を強化しました。

(2) 紀伊半島大水害の災害復旧事業の進捗に伴い、熊野建設事務所災害復旧室を廃止し、必要な関連事業については、流域二課を新たに設置し、的確に推進します。

(3) 紀州県税事務所紀南県税課（熊野市駐在）を紀州県税事務所に統合し、県税事務に求められる専門性を高め、的確な税務行政を推進します。

(4) 水力発電事業の民間譲渡に伴い、企業庁三瀬谷発電管理事務所を廃止しました。

平成27年度 三重県の組織一覧

【防災対策部】	
(本庁)	(地域機関)
防災対策総務課	消防学校
消防・保安課	
防災企画・地域支援課	
災害対策課	
危機管理課	
【戦略企画部】	
(本庁)	(地域機関)
戦略企画総務課	東京事務所
秘書課	
企画課	
政策提言・広域連携課	
広聴広報課	
情報公開課	
統計課	
【総務部】	
(本庁)	(地域機関)
総務課	県税事務所(8) (桑名、四日市、鈴鹿、津総合、松阪、伊勢、伊賀、紀州)
行財政改革推進課	自動車税事務所
法務・文書課	
人事課	職員研修センター
福利厚生課	
総務事務課	
財政課	
税務企画課	
税収確保課	
管財課	
【健康福祉部】	
(本庁)	(地域機関)
健康福祉総務課	保健所(8) (桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)
福祉監査課	福祉事務所(4) (北勢、多気度会、紀北、紀南)
食品安全課	児童相談センター(児童相談所(5))
薬務感染症対策課	(北勢、中勢、南勢志摩、伊賀、紀州)
ライフィノベーション課	松阪食肉衛生検査所
地域福祉課	保健環境研究所
長寿介護課	女性相談所
障がい福祉課	国児学園
【医療対策局】	
医務国保課	障害者相談支援センター
地域医療推進課	草の実リハビリテーションセンター
健康づくり課	公衆衛生学院
【子ども・家庭局】	
少子化対策課	こころの健康センター
子育て支援課	小児心療センターあすなろ学園
発達支援体制推進PT	
【環境生活部】	
(本庁)	(地域機関)
環境生活総務課	※保健環境研究所
私学課	人権センター
文化振興課	図書館
地球温暖化対策課	総合博物館
大気・水環境課	美術館
人権課	斎宮歴史博物館
男女共同参画・NPO課	
多文化共生課	
交通安全・消費生活課	
【廃棄物対策局】	
廃棄物・リサイクル課	
廃棄物監視・指導課	
廃棄物適正処理PT	

【地域連携部】

(本庁)

地域連携総務課
水資源・地域プロジェクト課
交通政策課
情報システム課
地域支援課
市町行財政課

(地域機関)

地域防災総合事務所(6)
(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀)
地域活性化局(3)
(南勢志摩、紀北、紀南)

【スポーツ推進局】

スポーツ推進課
国体準備課

【南部地域活性化局】

南部地域活性化推進課
東紀州振興課

【農林水産部】

(本庁)

農林水産総務課
農林水産財務課
フードマイノベーション課
団体検査課
農業戦略課
担い手育成課
農産物安全課
農産園芸課
畜産課
農業基盤整備課
農地調整課
獣害対策課
森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課
水産資源課
水産経営課
水産基盤整備課

(地域機関)

農林水産事務所等(8)
(桑名、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)
病害虫防除所
家畜保健衛生所(4)
(北勢、中央、南勢、紀州)
農業研究所
畜産研究所
林業研究所
水産研究所
中央農業改良普及センター
農業大学校

【雇用経済部】

(本庁)

雇用経済総務課
国際戦略課
サミット誘致推進PT
雇用対策課
エネルギー政策・ICT活用課
三重県官業本部担当課
ものづくり推進課
中小企業・サービス産業振興課
地域資源活用課
企業誘致推進課

(地域機関)

関西事務所
計量検定所
工業研究所
津高等技術学校

【観光局】

観光政策課
観光誘客課
海外誘客課

【県土整備部】

(本庁)

県土整備総務課
県土整備財務課
公用用地課
公共事業運営課
入札管理課
建設業課
道路企画課
新名神推進課
道路建設課
道路管理課
河川課
防災砂防課
港湾・海岸課
流域管理課
下水道課
施設災害対策課
都市政策課
景観まちづくり課
建築開発課
住宅課
營繕課
工事検査担当

(地域機関)

建設事務所(10)
(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、志摩、伊賀、
尾鷲、熊野)
流域下水道事務所(2)
(北勢、中勢)

【出納局】
出納総務課
会計支援課

【議会事務局】
総務課
議事課
企画法務課

【企業庁】
(本庁)
企業総務課
財務管理課
水道事業課
工業用水道事業課
電気事業課
(地域機関)
水道事務所(3)
(北勢、中勢、南勢)
三重ごみ固体燃料発電所
水質管理情報センター

【病院事業庁】
(本庁)
県立病院課
(地域機関)
こころの医療センター
一志病院

【教育委員会事務局】
(本庁)
教育総務課
教育政策課
教育財務課
学校経理・施設課
教職員課
福利・給与課
市町教育支援・人事担当
高校教育課
小中学校教育課
学力向上推進PT
特別支援教育課
生徒指導課
人権教育課
保健体育課
社会教育・文化財保護課
研修企画・支援課
研修推進課
(地域機関)
埋蔵文化財センター
※図書館
※総合博物館
※美術館
※斎宮歴史博物館

【選挙管理委員会事務局】

【人事委員会事務局】
職員課

【監査委員事務局】
総務・評価課
監査・審査課

【労働委員会事務局】
調整審査課

【海区漁業調整委員会事務局】

【内水面漁場管理委員会事務局】

(PTはプロジェクトチームの略)
(※印は共管)

3 ワーク・ライフ・マネジメントについて

1 ワーク・ライフ・マネジメントの概要

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を通じて、一人ひとりが働きがいや生きがいを持てる活力ある社会としていくために、それぞれの組織が、構成員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、多様な人材が集まる健全な組織としていくことが求められています。

こうしたことから、職員一人ひとりが限られた時間の中で、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民のみなさんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立が実現できるよう、平成 26 年度から組織的な取組としてワーク・ライフ・マネジメントを推進しています。

2 平成 27 年度の取組

(1) ワーク・マネジメントの推進

「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を図り、平成 26 年度に実現した時間外勤務時間や超長時間勤務者を削減する取組を継続するため、部局長のリーダーシップの発揮のもと、業務の選択と集中を明確にした業務削減・プロセス改善などの業務見直しを管理職が中心となって積極的に推進することによって、業務遂行の効率化を図り、サービス残業につながらない時間外勤務の削減に取り組みます。特に超長時間勤務者の削減に向けては、単年度の目標を設定し、職員の健康管理の観点から重点的に取り組むこととします。

【全庁目標】

(平成 31 年度時点) 平成 25 年度の時間外勤務実績から 30% の削減

(平成 27 年度) 平成 25 年度の超長時間勤務者※数から 40% の削減

*年間の時間外勤務時間数が 500 時間を超える職員

(2) ライフ・マネジメント支援の推進

年次有給休暇等の取得促進を図り、職員の「ライフ」の充実をサポートできる職場環境を整えるとともに、職場全体で育児参画や介護従事を応援する風土づくりの推進に取り組みます。次世代育成支援については、平成 26 年度の取組を継続的に実施していくことに加え、新たにイクボス推進のための研修会を開催します。また、介護に関するアンケート結果を踏まえた取組について労使で検討していきます。

【全庁目標(平成31年度時点)】

年休取得時間 115 時間以上

夏季休暇取得率 100%

男性職員の育児休業取得率 25%

男性職員の育児参加休暇取得率 100%

「1 ワーク・マネジメントの推進」、「2 ライフ・マネジメント支援の推進」の目標達成期間については、基本的にライフ・マネジメント支援の一つとして推進する「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」の計画期間（平成27年度～平成31年度）とあわせたものとしています。

(3) 意識・組織風土改革の推進

「ワーク」においても、「ライフ」においても充実感を持って自己実現していくことの重要性を「ワーク・ライフ・マネジメントシート」の活用等により、所属長と職員との共有を促進し、相互支援を促進する職場風土づくりを進めます。

また、ワーク・ライフ・マネジメントの取組の趣旨や目的等について、職員に浸透するよう様々な手段で周知していきます。

【全庁目標】「日本一、働きやすい県庁（しょくば）アンケート」

ワーク・ライフ・マネジメントに関する項目の満足度

前年度実績以上

(参考)

項目	平成26年度実績	平成25年度実績
一人あたり時間外勤務時間数	204時間	221時間
超長時間勤務者数	260人	394人
一人あたり年休取得時間数	112時間	101時間
男性職員の育児参加休暇取得率	90.57%	83.70%
男性職員の育児休業取得率	16.04%	13.04%

ワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目				
分類	大項目	中項目	小項目	具体的な取り組み
ワーク・マネジメントの推進	効率的・効果的な業務の推進	業務改善の推進	業務の重点化と業務削減・プロセス改善等の推進	組織マネジメントシートを活用した業務改善の推進
		時間外勤務の削減	きめ細かな時間外マネジメント	全庁の削減目標の設定 組織マネジメントシート・WLMシートを活用したマネジメント
			効率的なマネジメント実施に向けた優良事例の共有	「今日の大変」の明確化など、効率的な業務遂行やマネジメントに有効な優良事例の紹介
			定時退庁の促進	ノーカンガムデー・定時退庁強化週間の推進
			サービス残業の防止	サービス残業ホットラインの設置
	タイムマネジメント能力向上		研修の実施	タイムマネジメントにかかる能力の向上を図る研修・セミナーの実施
ライフ・マネジメント支援の推進	ライフにかかる時間確保の支援	休暇取得促進	年間取得計画の策定	リフレッシュ休暇（年休の連続取得）やメモリアル休暇の取得計画や年休の取得目標の策定
			休暇制度周知	休暇制度の再周知
	次世代育成支援	男性職員の育児参画の促進	男性職員の育児休業取得・育児参加休暇取得の促進	育児参画計画書等を活用した取得促進に向けたコミュニケーションの促進 所属長の組織マネジメントシートに取得促進を明記
		妊娠中及び産育休取得職員への配慮	職員の出産・育児・職場復帰支援	育児参画計画書等を活用した出産・育児・職場復帰等の支援に向けたコミュニケーションの促進
		育児休業等を取得しやすい環境整備	管理職による支援の推進	イクボスの推進
			代替職員の確保	育児休業等取得者の代替職員の確保
		次世代育成を支援する意識の醸成	次世代育成を推進するための職員の意欲喚起	こども参観（パパ、ママの職場を見学）
	仕事と介護の両立支援	産育休取得職員への支援	情報共有、精神面での負担軽減	産育休取得者へのメールマガジンの送信 交流会、ネットワークづくり
		介護を行う職員の両立支援の環境整備	介護休暇等を取得しやすい環境整備	介護に関するアンケート結果を踏まえた取組について労使で検討・実施
意識改革等の推進	ワーク・ライフ・マネジメントの浸透	ワーク・ライフ・マネジメントの考え方の共有	ワーク・ライフ・マネジメントにかかる対話の促進	WLMシート等を活用した面談の実施
			ワーク・ライフ・マネジメントの取組の趣旨や目的等の浸透	啓発資料やイントラホームページの充実

4 改正行政不服審査法への対応について

1 行政不服審査法の改正について

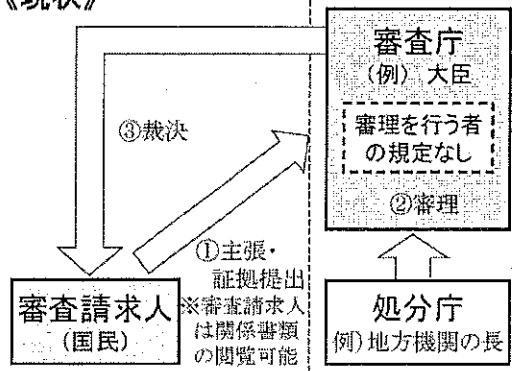
行政上の不服申立ては、行政庁の処分等に不服のある者が行政庁にその審査を求める行為であり、行政不服審査法は、この不服申立て制度の手続きを定める一般法です。

今回、制度の公正性・透明性の確保、使いやすさの向上等の観点から行政不服審査法の見直しが行われて平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行の見込みです。

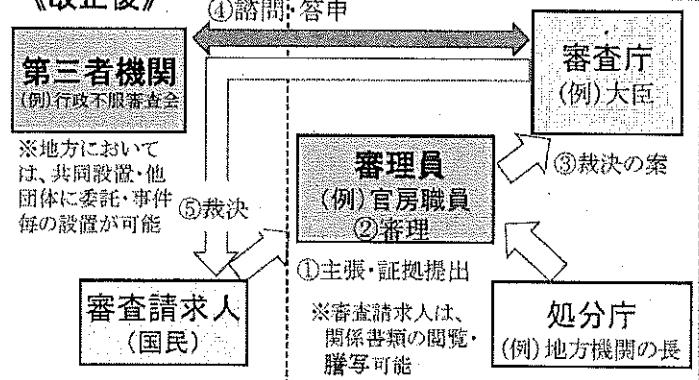
【主な改正点】

- (1) 従来は審査庁が審理を行っていたところ、新たに審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続を導入
- (2) 「異議申立て」と「審査請求」の二本立てであった不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化
- (3) 審査請求できる期間が処分のあったことを知った日の翌日から60日だったものを3か月に延長

《現状》



《改正後》



2 県の対応方針について

こうした改正に対応し、円滑に新制度に移行するため、県としては平成27年度中に主に次のような対応を行っていく予定です。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 平成27年4～7月 | 審理員や第三者機関の事務局を含めた府内の審査体制の整理 |
| 11月 | 第三者機関の設置に関する条例等の提案 |
| 平成28年3月まで | 関係規則等の改正 |
| 4月 | 第三者機関の設置 |

5 コンプライアンスの推進について

港湾改修工事にかかる不適正事務の発生以来、職員のコンプライアンスの意識向上に向けて取り組んできましたが、平成26年度においても無免許運転や通勤手当の不適正受給、年次有給休暇の不適正取得等の不祥事や、インターネットメールアドレス流失等の不適切な事務処理の発生など、県行政に対する県民の信頼を損ねる事案が発生しています。

このため、引き続き「コンプライアンスの日常化」に取り組み、コンプライアンスを常に意識した業務推進を県庁の組織文化、風土として定着させていきます。

1 コンプライアンスの日常化の取組

(1) コンプライアンス推進チームの運営【継続】

コンプライアンス推進チームを引き続き設置し、コンプライアンス推進の取組の進行管理を行います。

- ・コンプライアンス推進施策の検討
- ・コンプライアンス・ミーティングの題材検討、進捗管理
- ・研修資料の検討、事例研究
- ・部局におけるコンプライアンス推進のサポート 等

(2) 各所属における取組（組織マネジメントシートの「コンプライアンス確立に向けた取組」への記載及び実施）【拡充】

全庁的に行うコンプライアンス・ミーティングとは別に、所属独自の取組を所属長の組織マネジメントシートに記載し、実施することとします。

（例）

- ・部局独自のコンプライアンス研修の実施
- ・朝礼等におけるクレドカードの確認、職員スピーチの実施
- ・コンプライアンスチェックシートの実施、意識調査等への活用
- ・コンプライアンス関連事例の共有 等

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施【継続】

職員一人ひとりの意識向上、考える力の養成を図るため、自身の職場における身近な話題としてコンプライアンスの問題を取り上げ、議論する全所属コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施します。

今年度は、コンプライアンスハンドブックや不適切な事務処理事案の発生メール等を参考に各所属で題材を考え、4カ月に一度、年3回ミーティングを実施します。

(4) 職員研修の実施（（ ）内は予定回数）【継続】

コンプライアンスの日常化を推進するため、職員研修センターにおける

研修等において、コンプライアンスについての研修を引き続き実施します。

① 職員研修センターにおける階層別研修（32回）

（26年度は延べ32回 1108人受講）

新規採用職員研修、採用2年目研修、3年目研修、課長補佐級昇任時研修、総括技術員研修、新任所属長研修等において実施。

② 部局の独自研修（依頼に応じて実施）

（26年度は延べ13回 786人受講）

依頼に応じて実施。26年度は健康福祉部、農林水産部、県土整備部、議会事務局、教育委員会で実施。

（5）コンプライアンスハンドブックの更新【継続】

コンプライアンスハンドブックにおける「教訓とすべき例」に、新しく発生したコンプライアンス関連事例を追記するとともに、職員に周知することで、コンプライアンス意識の向上とハンドブックの有効活用を図ります。

（6）三重県職員クレドカードの活用【継続】

- ① 新規入庁者（嘱託職員、業務補助職員等含む）への配付
- ② 幹部職員による庁内放送の実施

（7）その他

- ① コンプライアンスチェックシートの活用、更新
- ② 法曹有資格者によるコンプライアンス意識向上のためのメルマガの配信
- ③ 不当要求行為への対応手引きの周知

2 リーガル・サポートとの連携

コンプライアンスの推進のため、職員の法令習熟度の更なる向上と各部局において自律的に法的課題に対応できる仕組みづくりに取り組みます。

（具体的な取組）

- ① 法律相談において相談の多い事項を、メルマガや法務研修等で取り上げ、考え方や対処方法等を共有します。
- ② 各部局の法的対応に携わる職員の人材育成をめざす「定期法務研修」、各部局からの依頼に応じて行う「出前研修」等を実施します。
- ③ 身近な話題から法律や法的考え方を学ぶメルマガの配信、事前に法的観点から検証を行う「リーガル・サポート冊子」の更新・利用促進、情報共有・意識啓発のためのインターネットの活用を行います。

6 職員の人材育成について

1 「三重県職員人づくり基本方針」による人材育成の推進

県職員に求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を平成24年12月に策定しました。同方針では、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」にシフトし、対話を通じて組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組むこととしています。平成25年度から、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を人材育成の最も重要な柱として位置づけることとし、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいます。

さらに、県民から信頼される人づくりに取り組むため、コンプライアンスの意識を高める研修の実施などにより、コンプライアンスの確立に努めています。

2 職員研修

職員研修センターでは、「三重県職員人づくり基本方針」を踏まえ策定した「三重県職員研修基本計画（平成25年3月）」に基づき、職員に必要とされる能力や資質の向上が図れるよう、計画的・効果的な職員研修を実施しています。

具体的には、基本的知識及び技能等を段階的に習得する「基本研修」、組織を管理監督するマネジメント層に対する「管理監督者研修」、職場での人材育成を支援するための「OJT支援研修」、職員に必要な能力を磨き上げる「プラスチックアップ研修」等を行っています。

3 勤務評価制度

（1）管理職員勤務評価制度

職員の育成・能力開発と勤務状況の公正な人事への反映を目的として、管理職員を対象に平成12年度から「管理職員勤務評定」を実施しています。

評価者は評価結果に基づき、指導・助言を行い、適切な能力開発を効果的に進めることとしています。

また、この評価結果を、勤勉手当や昇給に反映させているところです。

（2）管理職員マネジメント支援制度

管理職員自らの所属マネジメントについての「気づき」を促し、職場運営の改善やマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「管理職員マネジメント支援制度」を実施しています。

この制度は、課長等管理職員の日常の職務行動に対する所属職員の意見を調査するもので、その調査結果を管理職員にフィードバックすることで、管理職員は自らの行動を振り返り、職場運営の改善やマネジメント能力の向上に生かすこととしています。

(3) 一般職員勤務評価制度

一般職員の勤務評価制度については、平成 20 年度から試行してきましたが、地方公務員法の改正等をふまえ、「県職員育成支援のための人事評価制度」を平成 27 年度から本格実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしています。

(4) 今後の対応

今後とも、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう努めながら、制度の運用と定着を図り、能力や実績に基づく任用と待遇に取り組んでいきます。

7 職員の健康管理について

1 健康管理事業の概要

(1) 健康診断の実施

三重県職員安全衛生管理規程に基づき、一般健康診断を実施し、健診結果により健康指標区分を決定するとともに、有所見者に対する事後指導を行っています。

また、特定業務従事者を対象とした特定業務従事者健康診断、特殊健康診断（平成26年度受診者 延べ1,446人）、希望者を対象とした各種がん検診（平成26年度受診者 延べ4,766人）等も実施しています。

(2) THP推進事業の実施

労働安全衛生法では、従来の健康診断を主体とする健康障害の防止を図る健康管理に加えて、さらに一步進んだ労働者的心身両面にわたる健康の保持増進を行うことが、事業者の努力義務として規定されています。このことから、希望者を対象に、職員自らが行う「積極的なこころと体の健康づくり」のため、メンタルトレーニングや生活習慣病対策、栄養管理などについての健康教育を行うTHP（Total Health Promotion Plan）の取組を実施しています。

(3) 過重労働対策の実施

過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱に基づき、一定以上の時間外労働を行った職員に対して、健康管理医による面接指導等を実施しています。

2 メンタルヘルス

(1) 職員の病気休暇・休職者とメンタル疾患の状況

【平成26年3月末現在】 (単位:人、%)

年度	連続1ヶ月以上の病休者・休職者						休職者(再掲)		
	三重県		全 国		メンタル疾患比率		三重県		
	実数	左のうち メンタル	実数	左のうち メンタル	三重県	全 国	実数	左のうち メンタル	比率
21	154	82	10,752	5,720	53.2	53.2	42	32	76.2
22	151	77	10,305	5,494	51.0	53.3	40	31	77.5
23	142	70	10,115	5,426	49.3	53.6	38	28	73.7
24	110	64	9,715	5,397	58.2	55.6	36	28	77.8
25	131	71	9,768	5,427	54.2	55.6	36	32	88.9

※ 県の数値は、知事部局、各種委員会（公安委員会、教育委員会除く。以下同じ。）、企業庁、病院事業庁及び四日市港管理組合の集計数。ただし、休職者数は知事部局及び各種委員会の集計数。

※ 全国の数値は、都道府県及び指定都市。

(2) メンタルヘルス対策

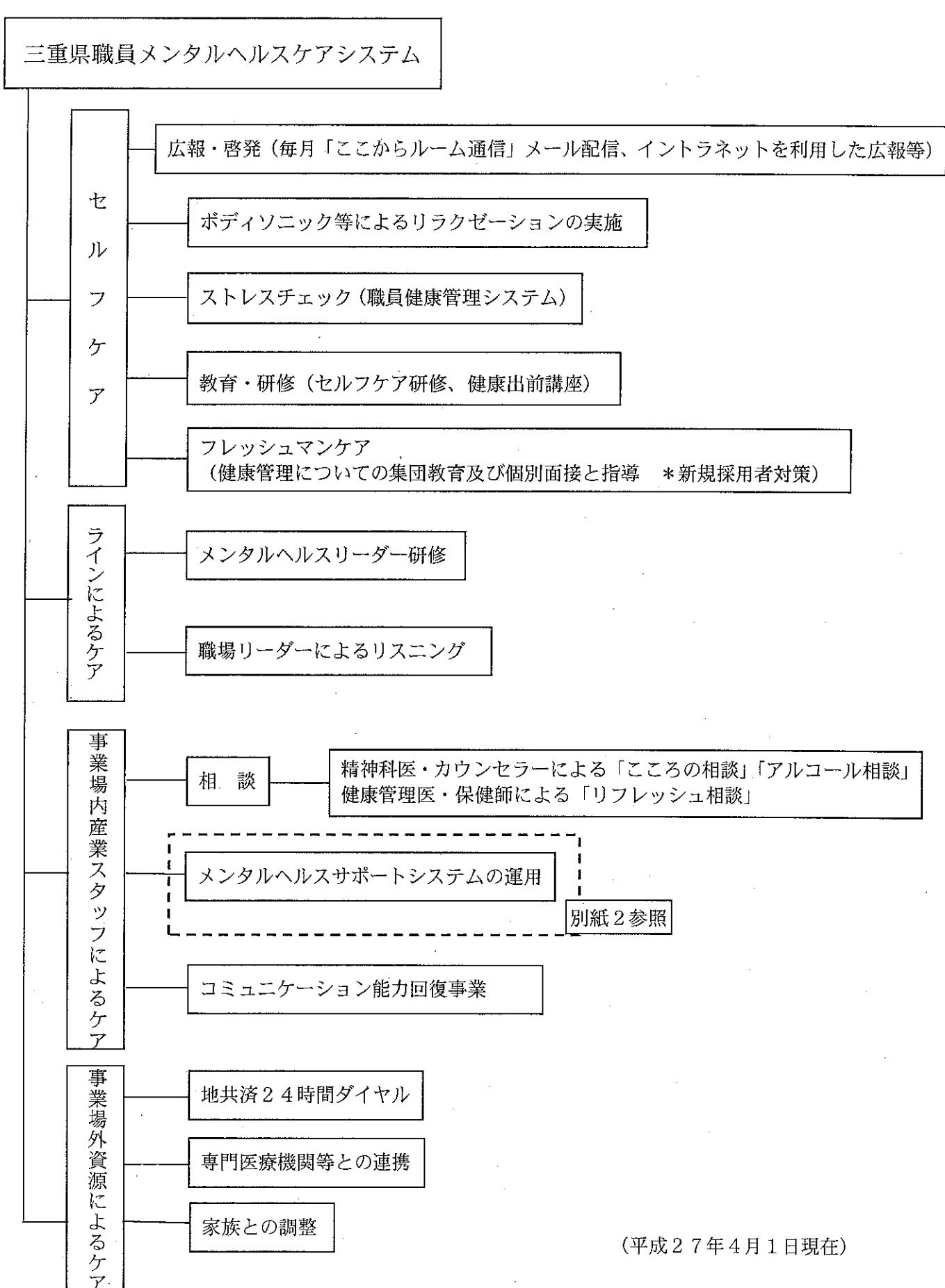
メンタル疾患は、職員自身がこころの不調を抱えていても気づかない、人に打ち明けることができない、また、管理監督者をはじめ周囲の人が対処の仕方を知らないなどが原因で、早期発見・早期対応ができていない状況があります。また、復職しても再病休、再休職となる職員もいることから、確実な職場復帰に向けた取組が必要となっています。

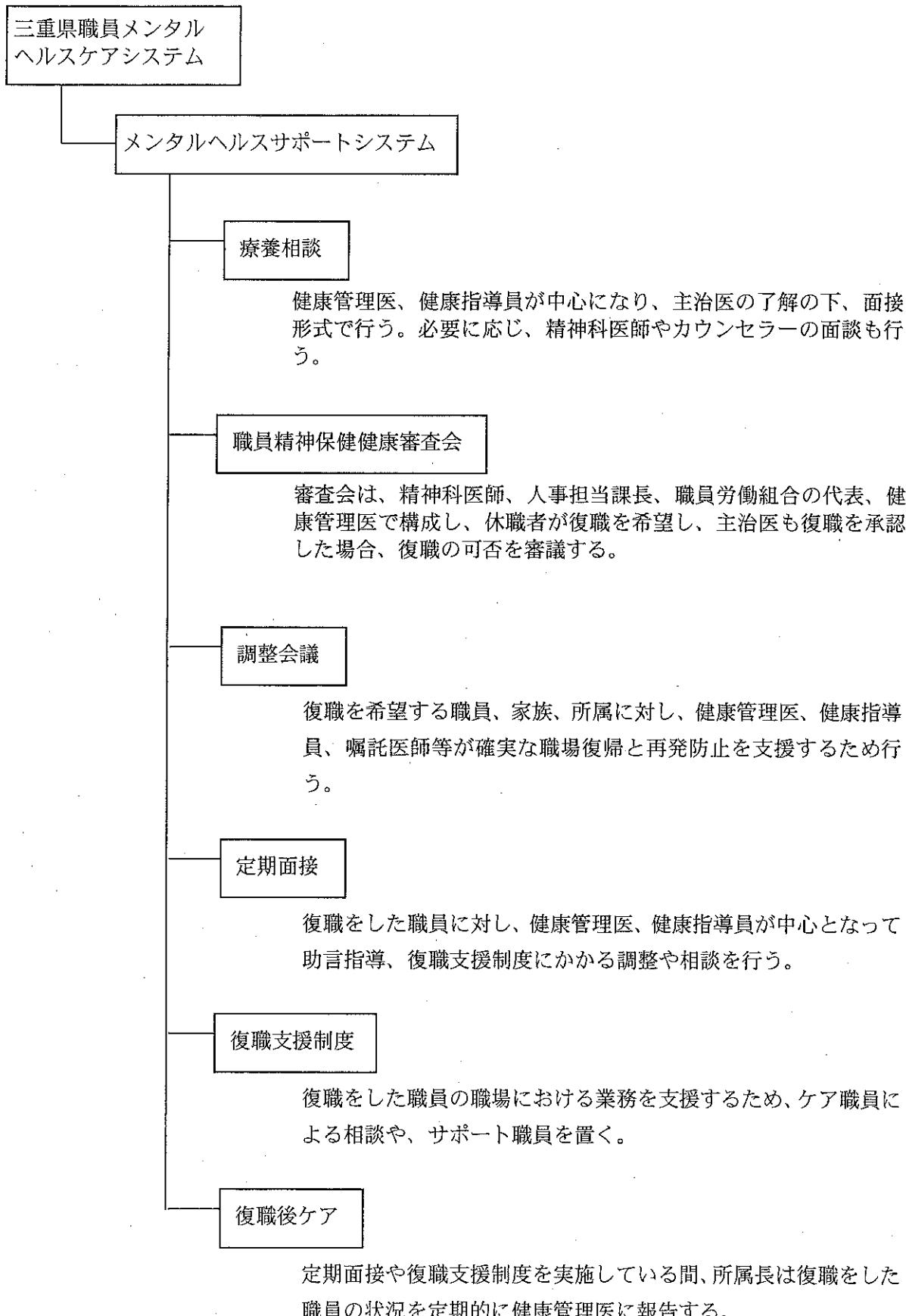
このため、メンタルヘルス対策については、福利厚生課のここからルーム（健康開発室）を拠点に、体系的なメンタルヘルスケアを行う「三重県職員メンタルヘルスケアシステム^{*1}」に基づき、心の健康の保持・増進（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰と再発防止（三次予防）の総合的な対策により、メンタル疾患の予防と復職支援に取り組んでいます。

- ① メンタル疾患の予防という観点からは、職員自らがこころの健康づくりを行うセルフケアの支援事業を重点的に実施するとともに、特にメンタルヘルスを組織の問題と位置づけ、管理監督者への研修等もあわせて実施しています。
- ② 復職支援という観点からは、療養相談をはじめ、定期面接等のメニューをきめ細やかに適用するとともに、復職支援に向けた「メンタルヘルスサポートシステム^{*2}」を活用し、円滑な職場復帰と再発防止をサポートしています。
- ③ さらなる再発防止に繋げるため、平成25年度からは、メンタル疾患の職員にありがちなマイナス思考をプラス思考に改善することにより、職場でのコミュニケーション能力を高め、ストレスをコントロールしたり、対人関係を円滑にできる力を身につけていくためのカウンセリングを実施しています。
- ④ 不適切な飲酒習慣はメンタル疾患と深い関わりがあるため、アルコール問題を持つ職員をより多く相談につなげることを目的として、管理監督者及び一般職員向けの研修会などを開催しています。

※1 「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」とは、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフによるケア及び事業場外資源によるケアの4つのケアからなる対策の体系をいいます。

※2 「メンタルヘルスサポートシステム」とは、病休者及び休職者に対して、速やかで確実な職場復帰とメンタル疾患の再発防止を図るために、相談・助言指導・職場復帰時における関係者との調整を行うシステムをいいます。





(平成27年4月1日現在)

8 総務事務の集中処理について

1 集中処理の現状

(1) 集中化の目的

限られた経営資源のもとで、今後も県民の皆さんに的確な行政サービスを提供していくためには、内部業務である総務事務を見直し、簡素で効率的に組織を運営する必要がありました。

このため、各部局や地域機関・県立学校ごとに庶務担当を配置して処理していた職員の給与や旅費等の総務事務について、平成22年度から総務事務センター（通称）一ヵ所で集中処理するとともに、総務事務システムを導入することにより、事務処理の効率化・職員の利便性の向上によるコスト縮減を図っています。

(2) 対象業務

分類	主な内容
給与等関係 (総務班) (給与1班) (給与2班)	<ul style="list-style-type: none">・異動関係書類管理・履歴事項の変更処理・職員証の発行及び職員徽章の管理・給与報告・支給事務（給与計算）・時間外勤務手当事務・特殊勤務手当事務・諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定事務・年末調整事務
旅費関係 (旅費班)	<ul style="list-style-type: none">・職員向け旅費の審査、支給事務・一部請求書作成事務（海外旅費）
福利厚生関係 (給与1班) (給与2班)	<ul style="list-style-type: none">・児童手当関連事務・財形貯蓄関連事務
共済関係 (給与1班)	<ul style="list-style-type: none">・共済組合の手続事務
賃金・報酬職員関係 (賃金・報酬班)	<ul style="list-style-type: none">・賃金・報酬支払事務・通勤手当認定事務・所得税関係事務（年末調整含む）・社会保険、雇用保険関係事務

(3) 対象組織

(対象組織) 知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局
企業庁 (対象職員数：約14,000人)
*病院事業庁、公安委員会、教育委員会（小中学校）は対象外

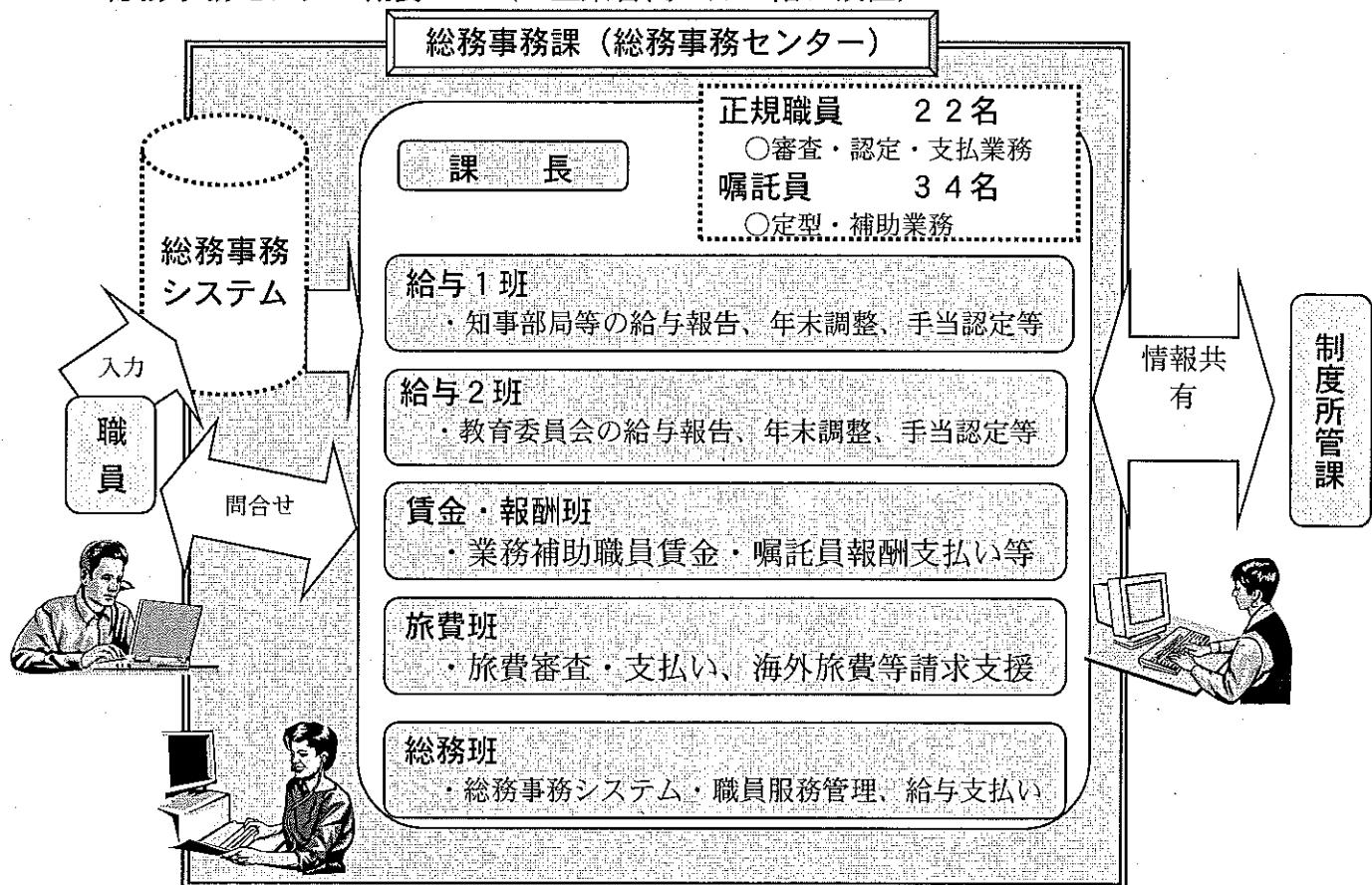
(4) システム更新

平成 22 年 4 月から運用開始した総務事務システムは、平成 26 年度に機器を更新し、平成 33 年 3 月 31 日まで保守契約を締結しました。

運用するためには、アプリケーションソフトである『総務事務システム』とデータベース検索ソフト『軽業 WEB』のほか、他システムとの連携処理等にかかる運用保守管理業務委託契約が必要であり、これらは毎年度当初に契約を締結します。

2 総務事務センターの組織等

総務事務センター概要 (三重県合同ビル 1 階に設置)



3 総務事務センターの運営状況

(26 年度実績)

- 消費税率変更にともなうシステム変更や、臨時の制度として支給する子育て世帯臨時特例給付金に関する事務など、国の制度改正に付随する新たな業務が必要となりましたが適切に対応しました。

・手当認定	約 14,200 件	・年末調整	約 11,600 件
・手当事後確認	約 8,000 件	・旅費支給	約 171,500 件

(27 年度)

- 年度当初に必要な手続や異動に伴う手当申請等は、順調に処理しています。
- 今年度新たに国が運用を開始するマイナンバー制度への対応や、共済組合員法の改正に伴う標準月額制度への移行について、早期に対応する必要があります。

10 県税収入について

1 平成 26 年度県税収入の状況と見込み

平成 26 年度の県税収入額は、平成 27 年 4 月末現在で約 2,265 億 1,300 万円となっており、最終補正後予算額 2,287 億 7,300 万円に対する達成率は 99.0% となっていますが、出納整理期間終了後には、歳入予算額を上回るものと見込んでいます。

県税収入額を前年同期と比較すると、地方消費税が約 106 億 7,000 万円、法人二税が約 54 億 7,900 万円、個人県民税が約 7 億 8,400 万円の増収となっています。一方で、自動車取得税が約 20 億円、自動車税が約 4 億円、県民税利子割が約 2 億 6,500 万円の減収となっていますが、全体としては約 138 億円の増収となっています。

なお、地方法人特別譲与税を含めると約 195 億 1,500 万円の増収となります。

平成 26 年度県税収入状況（平成 27 年 4 月末現在）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との比較	予算 達成率 B/A×100
	A	B			B-A	
平成 26 年度	228,773	226,513	106.5	13,801	△2,260	99.0
全税目合計	(262,108)	(259,856)	(108.1)	(19,515)		
うち法人二税	50,837	50,945	112.1	5,479	108	100.2
	(84,172)	(84,288)	(115.3)	(11,193)		
うち個人県民税	68,997	65,510	100.2	784	△3,487	94.9

【参考】平成 25 年度県税収入状況（平成 26 年 4 月末現在）（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との比較	予算 達成率 B/A×100	H26 5 月 収入額
	A	B			B-A		
平成 25 年度	215,197	212,712	104.2	8,544	△2,485	98.8	
全税目合計	(242,825)	(240,341)	(106.2)	(13,620)			4,568
うち法人二税	44,747	45,466	113.1	5,265	719	101.6	△36
	(72,375)	(73,095)	(115.9)	(10,039)			
うち個人県民税	67,774	64,726	107.2	4,373	△3,048	95.5	3,526

※ 県税収入額は、各年度とも 4 月末現在の計数です。

※ ()内は、地方法人特別税の影響額（地方法人特別譲与税）を含んだ数値です。

県 税 収 入 額 等 の 推 移

◎調定額、収入額の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 27年4月末
調定額(億円)	2,749	2,172	2,094	2,114	2,154	2,232	2,364
(地方法人特別譲与税を含む)		(2,265)	(2,298)	(2,335)	(2,382)	(2,509)	(2,698)
収入額(億円)	2,674	2,094	2,022	2,045	2,088	2,173	2,265
(地方法人特別譲与税を含む)		(2,187)	(2,226)	(2,266)	(2,317)	(2,449)	(2,599)

※()内は、地方法人特別税の影響額(地方法人特別譲与税)を含んだ数値です。

◎徴収率、収入率、不納欠損額、収入未済額等の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (26年4月末)	H26 (27年4月末)
徴収率(%)	97.3	96.4	96.5	96.7	97.0	97.3 (95.3)	(95.8)
全国順位	16	20	17	18	16	16	-
収入率(%)	97.4	96.6	96.7	96.9	97.2	97.6 (95.5)	(96.0)
不納欠損額(億円)	4.2	5.1	4.3	3.9	4.8	4.9 (4.9)	(4.7)
収入未済額(億円)	70	73	68	65	61	54 (100)	(95)
収入未済額目標	75億円以内	73億円以内	72億円以内	67億円以内	64億円以内	60億円以内	54億円以内

※()内は、4月末現在の数値です。(前年同期と対比)

※徴収率=収入額／調定額

収入率=収入額／(調定額-不納欠損額)

収入未済額=調定額-(収入額+不納欠損額)

1.1 県税未収金対策について

1 県税の収入未済額の状況

平成 26 年度（平成 27 年 4 月末現在）の県税の収入未済額は、約 95 億円で、昨年度同月より約 5 億 7 千万円減少しています。今後、出納整理期間中にさらに縮減し、最終的には昨年度決算額の約 54 億 4 千万円を下回るものと見込んでいます。

収入未済額の中で、特に大きな割合を占めるのが個人県民税であり、平成 25 年度決算では約 46 億円と収入未済額全体の約 84% を占め、個人県民税の徴収対策が重要な課題となっています。

県税収入未済額の推移について

（単位：百万円）

年度	H21	H22	H23	H24	H25 (注 1)	H26 (注 2)
収入未済額	県税計 (A)	7,281	6,836	6,536	6,069	5,445 (10,023)
	個人県民税 (B)	5,867	5,731	5,434	5,119	4,568 (8,088)
	構成比 (B/A)	80.6%	83.8%	83.1%	84.3%	83.9% (80.7%)

注 1) 各年度の数値は決算額。ただし、平成 25 年度の（ ）内は平成 26 年 4 月末現在の実績額。

注 2) 平成 26 年度の（ ）内は平成 27 年 4 月末の数値。

2 個人県民税対策について

（1）地方税法第 48 条に基づく個人住民税の直接徴収の取組（平成 22～26 年度）

① 取組の主旨

税収確保課の個人住民税特別滞納整理班に、平成 26 年度は県内 8 市町から派遣職員と滞納案件を受け入れ、地方税法第 48 条に基づく県による個人住民税の直接徴収を実施しました。同班には滞納整理業務に精通した県職員を配置し、滞納整理のノウハウを市町職員に継承しながら、困難案件も含めた大量の滞納整理を組織的に実施することで、派遣市町職員の滞納整理技術の向上による当該市町の徴収率の向上を図りました。

② これまでの取組成果について

平成 26 年度（平成 27 年 3 月末現在）は、約 10 億 400 万円を処理（自主納付、差押えによる徴収、市町の引継予告による自主納付及び納付約束等）し、約 5 億 4,800 万円を徴収しました。同班設置以降 5 力年の処理額は約 47 億円（処理率 82.4%）、徴収額は約 24 億円（徴収率 41.8%）となっており、非派遣団体の繰越滞納の徴収率が 20% 台であることを考えると、派遣団体における個人住民税の滞納整理に関しては一定の成果を上げたといえます。

本年 4 月から三重地方税管理回収機構がこれまでの高額滞納事案に加え、個人住民税をはじめとする少額事案も対象とし、市町から派遣職員を受け入れ滞納整理を

行う新たな取組を実施することに伴い、県は機構の機能に包含される同班について廃止し、より大きな成果の見込める機構の同取組に支援を行うこととしました。

(2) 個人住民税特別徴収の促進取組（平成21年度～）

① 取組の主旨

平成19年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税の収入未済額が増加しました。

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、34%の給与所得者が普通徴収となっていることが収入未済を発生させる要因の一つとなっていました（H21時点。この時の普通徴収と特別徴収の徴収率の差は7.9ポイント）。

このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税収の確保に取り組んでいます。

② これまでの取組と今後の対応

平成21年度に「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を設置し、県内全市町と県が連携して特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問による協力依頼、チラシの配付による法令の周知を図ったところ、徐々に特別徴収への切替は進みましたが、依然として給与所得者の3割近くが普通徴収のままでした。

こうした状況を受け、同研究会において検討を重ねた結果、平成26年度から県内全市町が一斉に法令に基づく特別徴収義務者の指定を実施することとしました。

この決定に基づき、平成25年10月に指定予告通知書の発送を行い、平成26年5月に全市町一斉に指定の徹底を実施したところ、本県における給与所得者に占める特別徴収の割合は86.1%（全国2位）となり、取組を開始した平成21年度から20.1%増加しました。

引き続き、広報活動による県民への周知、指定の実施に伴う問題点等の検証と改善策の検討、特別徴収義務者の滞納対策等について、個人住民税特別徴収加入促進研究会を中心に市町と連携し取組を進めていく予定です。

給与所得者のうち徴収方法別の割合・人数

	特別徴収	普通徴収
平成21年度 (取組開始)	66.0% 約47万人	34.0% 約24万人
平成25年度	73.1% 約50万4千人	26.9% 約18万5千人
平成26年度 (指定の徹底)	86.1% 約59万1千人	13.9% 約9万6千人

3 その他の主な税収確保対策について

(1) 県税の高額滞納案件の整理（平成 16 年度～）

県税の高額困難案件を指定案件とし、県税事務所と税収確保課が連携し積極的な滞納整理を進めています。

〔【平成 26 年度の指定案件の状況】〕

- ◇指定案件額：約 1 億 5,500 万円 （本税額）
- ◇うち処理額：約 8,600 万円 （延滞金含む）
- ◇うち徴収額：約 7,200 万円 （延滞金等含む）

(2) 「三重地方税管理回収機構」との連携（平成 16 年度～）

県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」と連携し、市町税の滞納案件の処理を実施しています。

〔【平成 26 年度の活動状況】〕

- ◇事案引受状況：約 11 億 8,500 万円（596 件）
- ◇徴収状況：約 7 億 4,300 万円
- ◇差押件数及び換価額：780 件、約 2 億 1,900 万円
- ◇機構へ引き継ぐ前の移管予告効果：約 8 億 3,000 万円（納付約束含む）

(3) インターネット公売の実施（平成 17 年度～）

県税の滞納者から差し押えた不動産と動産（自動車等）をインターネット公売で売却し、換価しています。

- ◇平成 26 年度実績：約 820 万円（売却額）

（実施回数：6 回、公売物件数 48 件、売却件数：19 件）

インターネット公売を導入した平成 17 年度から 10 年間で、648 物件を公売し、うち 360 物件を 5 億 3,400 万円で売却しました。

(4) コンビニエンスストアでの納付（平成 19 年度～）

課税件数の多い自動車税については、「コンビニ納付」を導入し、納付機会を拡大することで、納税環境を整え、納期内納付の推進を図っています。

納期内納付された自動車税のうち、「コンビニ納付」された割合は、税額ベースで全体の 37.5%、件数ベースで全体の 36.2%（平成 26 年度実績）となっており、導入当時はともに 2 割弱だったものが、現在では納付方法のひとつとして広く納税者に定着しています。

(5) インターネットを利用したクレジットカード納税（平成 26 年度～）

自動車税の納付について、さらに納税者の利便を図るため、昨年度からインターネットを利用したクレジットカード納税を開始しました。決済手数料（432 円/件）が必要ですが、「三重県自動車税お支払サイト」を通じ、24 時間自宅に居ながらにして納税できるようになりました（平成 26 年度の利用実績：7,375 件）。

(6) 滞納整理の強化

県税を納める資力があるのに納付しない滞納者に対しては、所有財産の差押や家宅等の搜索、差押車両を引き揚げるなど、滞納整理の強化に取り組んでいます。

また、県税滞納の一掃を図るため、12月と1月の2カ月間を「差押強化月間」として、差押処分を強力に進めました。

特に、自動車税現年度分の滞納整理を強化した結果、平成26年度（平成27年4月末現在）の自動車税現年度徴収率は99.7%となり、すでに前年度決算値に到達しています（27年3月末時点の全国順位は3位）。

◇平成26年度実績： 差押件数 6,743 件（平成11年度以降最多件数）
 搜索等件数 66 件

12 税外の未収金対策について

1 背景（概要）

県財政運営上、その解消が大きな課題である収入未済額は、平成23年度末において約132億円（県税約65億円、県税以外約67億円）で、このうち、税外の未収金対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管も11部局にわたっていたことから、それぞれが独自に取り組み、全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

そこで、平成24年度から全庁的な税外の未収金対策として、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うということを原則としたうえで、共通する課題について統一的な取扱いを定めるなど未収金に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進し、県全体の収入未済額が縮減するよう取組を進めてきました。

2 平成24年度～平成26年度の取組

（1）「三重県債権管理推進会議」の設置

債権管理の適正化を担う全庁横断的な推進組織として、「三重県債権管理推進会議」を平成24年5月に設置しました。（平成24年度：3回、平成25年度：4回実施、平成26年度：5回実施）

債権管理推進会議の概要

座長	総務部担当副知事
組織	関係部局長等
所掌事務	情報共有化及び下記事項の検討 ア 税外債権に関する状況把握 イ 債権管理に係る方針の作成 ウ その他債権管理の一層の適正化の推進

（2）「税外債権に関する実態調査」の実施

税外未収金に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として平成24年度に実態調査を実施しました。

（3）「三重県債権管理適正化指針」の策定及び指針に基づく取組の実施

税外の未収金対策として、実態調査・課題の整理・府内検討を経て、債権管理事務のガイドラインとして共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を平成25年3月に策定し、各部局において指針に基づく未収金の縮減の取組を平成25年度に実施しました。

（4）債権処理計画の策定・公表

債権管理の強化の取組として、債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため、県の保有する税外未収金の処理（回収・整理）目標を債権毎に定めた「債権処理計画（目標）」を平成25年度から策定するとともに、毎年度終了後に計画の達成状況を「債権処理計画（実績）」として次年度の目標と併せて公表することとしました。

平成26年度債権処理計画（目標）では、72債権それぞれについて取組方針を定める

とともに、平成 25 年度決算における収入未済額に対する処理額の数値目標を設定しました。

県全体の目標処理額の合計は、約 4 億 300 万円（回収目標：約 3 億 6,900 万円、整理目標：約 3,400 万円）で、これは平成 25 年度の処理実績に対し約 1.6 倍の目標処理額となっています。

平成 26 年度債権処理計画（目標）の概要

（単位未満四捨五入）

	26 年度 処理目標 A			前年比 (A/B)	(参考) 25 年度 処理実績 B
		回収	整理		
県全体(72 債権) 計	403 百万円	369 百万円	34 百万円	159 %	253 百万円

(5) 債権の管理及び私債権の徴収に関する条例等の制定について

県が有する債権の管理及び徴収に関し必要な事項について定めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を制定するとともに「三重県税外収入通則条例」を改正（改正後条例名：三重県公債権の徴収に関する条例）しました。また、あわせて関係する規則についても整備しました。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

なお、条例の施行に伴い三重県債権管理適正化指針は廃止しました。

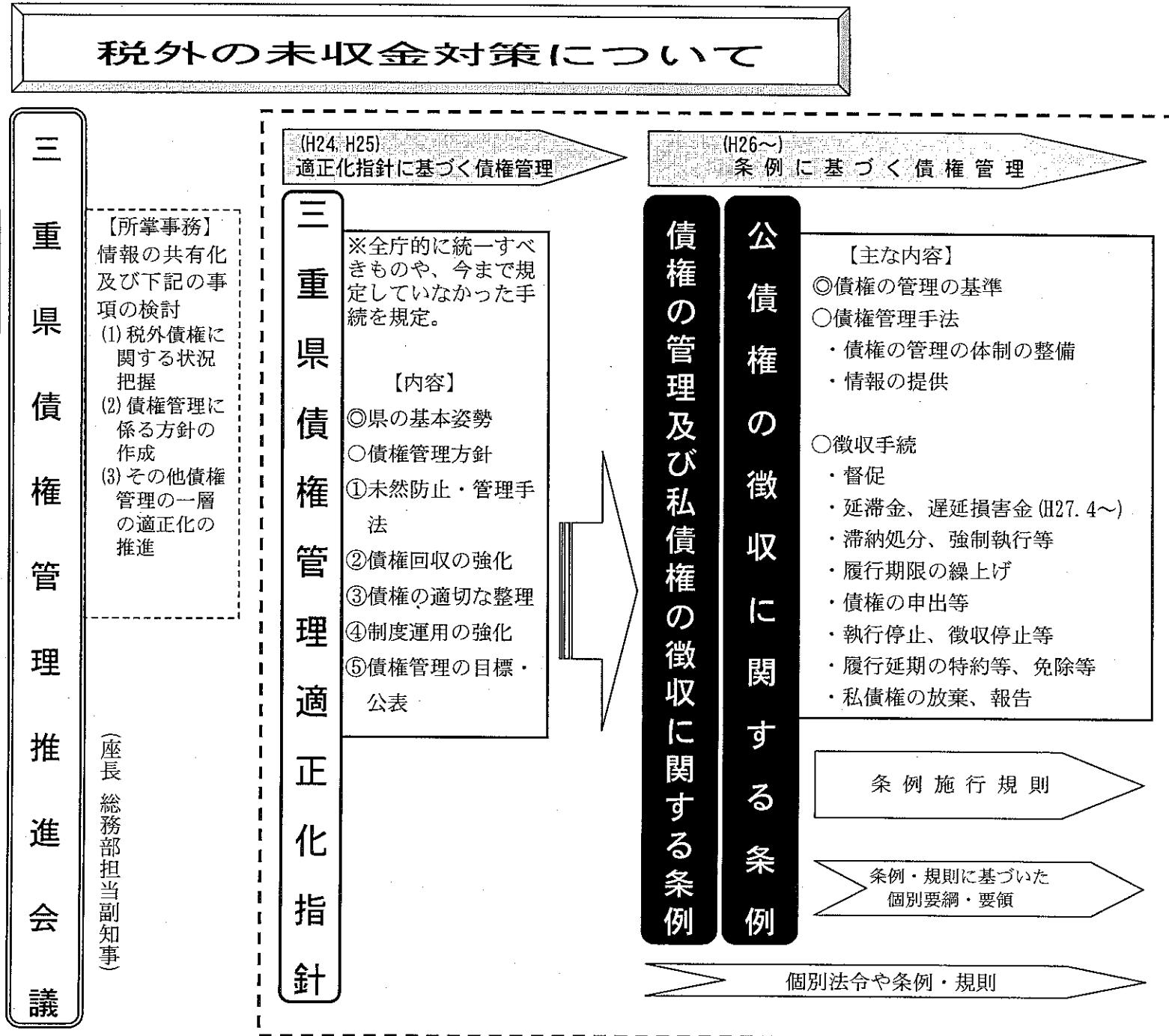
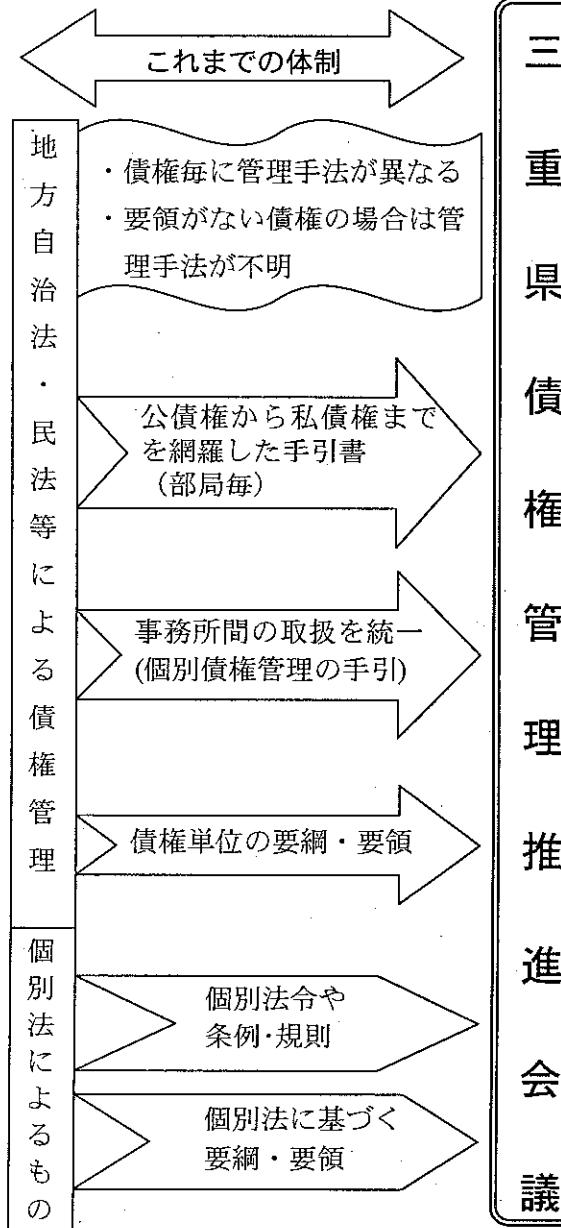
(6) その他の取組

- ア 徹収強化月間の実施（毎年度 12 月）
- イ 債権管理にかかる自己検査の実施（毎年度 12 月～1 月）

3 今年度の取組予定

平成 26 年 4 月 1 日に施行した条例等に基づき、債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政運営に繋げ、引き続き未収金の縮減へ向けた取組を行ってまいります。

平成 27 年 5 月末日	出納整理期間終了
6 月～8 月	債権毎の 27 年度債権処理計画（目標）、26 年度債権処理計画（実績）《暫定版》の策定 ※ 取組方針の確定
10 月	債権毎の 27 年度債権処理計画（目標）、26 年度債権処理計画（実績）の確定・公表
11 月	債権管理にかかる自己検査の実施（平成 28 年 1 月末まで）
12 月	徴収強化月間の実施
平成 28 年 3 月	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく私債権の放棄 （→ 平成 28 年 9 月定例月会議へ報告（決算認定議案提出時と同時に報告））



税外未収金の推移

(単位:円、%)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般	分担金及び負担金	12,569,934	14,919,348	11,294,985	10,164,824	10,882,141
	使用料及び手数料	18,180,312	3,534,192	3,665,731	1,554,099	1,746,864
	財産収入	189,720	189,720	189,720	189,720	189,720
	諸収入	2,334,130,339	2,583,389,663	2,702,948,666	2,822,637,187	2,923,741,031
	一般会計小計(県税除)	2,365,070,305	2,602,032,923	2,718,099,102	2,834,545,830	2,936,559,756
特別	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	383,842,490	395,164,282	405,584,224	411,753,049	414,859,176
	あすなろ学園事業	2,285,912	2,643,272	4,169,239	4,623,460	4,155,506
	就農施設等資金貸付事業	58,367,954	49,877,165	47,806,117	45,319,617	41,478,215
	地方卸売市場事業	6,104,514	6,014,514	5,897,060	5,829,708	5,757,740
	林業改善資金貸付事業	9,697,526	15,442,526	20,929,650	21,058,718	21,318,718
	沿岸漁業改善資金貸付事業	27,961,589	31,617,549	30,477,936	29,576,711	28,593,157
	中小企業者等支援資金貸付事業	3,257,658,858	3,227,593,731	3,281,674,581	3,312,039,498	3,500,108,840
	特別会計小計	3,745,918,843	3,728,353,039	3,796,538,807	3,830,200,761	4,016,271,352
企業	工業用水道事業	636,300	636,300	636,300	648,723	980,122
	病院事業	188,545,589	165,610,003	137,262,797	43,849,352	38,790,435
	企業会計小計	189,181,889	166,246,303	137,899,097	44,498,075	39,770,557
総合計(県税除)		6,300,171,037	6,496,632,265	6,652,537,006	6,709,244,666	6,992,601,665
対前年増減		1.3	3.1	2.4	0.9	4.2

(参考) 県全体の未収金総額

(単位:円、%)

一般会計、特別会計、企業会計総合計	13,622,725,742	13,365,326,998	13,211,224,429	12,811,539,472	12,456,986,752
税外未収金の割合	46.2	48.6	50.4	52.4	56.1

13 県有財産の有効活用について

1 現状

平成 18 年度からの第 1 次・第 2 次県有財産利活用計画に基づき、未利用県有財産の積極的な売却を行うとともに、行政財産の余裕スペースを自動販売機設置場所として貸し付けるなどの有効活用を図ってきました。

平成 23 年度には、保有する県有財産（土地、建物）の経済的で適切な維持と有効活用のため、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、歳入確保と歳出削減の両面から県有財産の総合的・効率的な利活用を図ることを目的として、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 力年を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針¹⁾」を策定し、現在その取組を進めています。

2 平成 26 年度の取組実績について

(1) 未利用県有財産の積極的な売却と有効活用

平成 26 年度の未利用県有財産の売却実績額は、インターネットオークションに参加するなど売却の取組を進めた結果 9 件 8,026 万 6,446 円となりました。

表1 未利用県有財産売却実績

項目	件数	売却額	目標額	達成率
県有財産利活用計画	第1次（18～20 年度）	38	1,101,560,881 円	約 10 億円
	第2次（21～23 年度）	21	651,854,456 円	約 6 億円
みえ県有財産利活用方針（24～27 年度）	平成 24 年度	12	106,828,728 円	約 1 億円
	平成 25 年度	8	475,015,485 円	約 1.15 億円
	平成 26 年度	9	80,266,446 円	約 1.20 億円
	計	29	662,110,659 円	約 5 億円

未利用県有財産の有効活用として、本庁舎及び栄町庁舎において自動販売機設置場所の貸付を行っており、平成 26 年度の収入は 282 万 6,666 円となっています。

また、各所属において県有財産の自己点検を実施し、課題を有する財産等の把握に努めるとともに、「県有財産有効活用等推進会議」において課題を有する財産について検討を行い、個別財産の利活用計画を策定しました。

さらに、本庁及び地域庁舎の公用車の有料広告事業、県民ホールの広告掲出事業を実施し、平成 26 年度収入はそれぞれ 174 万 7,550 円、41 万 5,000 円となっています。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

全国の自治体で取り組まれている施設整備・管理に関する民間活力の導入事例等、今後幅広い分野で関係すると思われる内容について、各部局や市町と情報共有を行いました。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

「県庁舎等適正保全指針^{*2}」に基づき作成した「県庁舎等施設保全マニュアル」を活用し、本庁及び地域庁舎において庁舎管理者による自主点検を行い、不具合・修繕履歴等の保全情報の蓄積を進めました。

また、国からの公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「みえ公共施設等総合管理基本方針^{*3}」を平成27年3月に策定しました。

3 平成27年度の取組計画について

(1) 未利用県有財産の積極的な売却と有効活用

各所属において財産の自己点検を行うことにより、未利用や低利用などの課題を有する財産を把握し、売却条件が整った未利用財産の一般競争入札等による売却に努めるとともに、入札不調となった財産については、インターネットオークションに参加し売却に努めます。なお、平成27年度の売却目標額は9,300万円です。

さらに、県有財産を活用した収入確保のため、引き続き本庁舎及び栄町庁舎の自販機設置場所の貸付、公用車の有料広告及び県民ホールへの広告掲出事業を行います。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

民間活力を活用した施設整備・管理について、各部局等と事業手法などの情報共有を行います。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

「県庁舎等施設保全マニュアル」に基づき、引き続き本庁舎及び地域庁舎において庁舎管理者による自主点検を実施し、不具合・修繕履歴等の保全情報を活用して予防保全に努めます。

「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、これまでの取組も踏まえ、長期的視点を持って県の公共施設等の適切な質と量の確保に取り組みます。

* 1 みえ県有財産利活用方針

県の行財政改革取組を進めるなか、県有財産の経済的で適切な維持と有効活用のため、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、平成23年度に策定した基本方針。

(計画期間：平成24年度から平成27年度（平成27年度改定予定）)

(内容)

- ①未利用県有財産の積極的な売却と有効活用
- ②民間活力を活用した財産利活用の推進
- ③庁舎など県有施設の長寿命化

* 2 県庁舎等適正保全指針

みえ県有財産利活用方針に位置付けた「庁舎など県有施設の長寿命化」の方針に基づき、これまでの事後的な保全から計画的な予防保全に転換していくことを内容とする、平成24年度に策定した施設保全の基本的な考え方を示した指針。

(次期指針は、みえ公共施設等総合管理基本方針における個別施設計画（県庁舎等）に位置付け。)

(内容)

- ①計画的な維持管理への転換
- ②ライフサイクルコストを意識した改修

* 3 みえ公共施設等総合管理基本方針

インフラの老朽化が急速に進展するなか、国（内閣府）において、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」が策定され、平成26年4月には、総務大臣から国の動きに歩調を合わせて財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適化を実現すべく「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請があったことを受け、平成26年度に策定した公共施設等の管理に関する基本方針。

(計画期間：平成27年度から平成46年度)

(内容)

- ①長寿命化
- ②適切な配置と規模
- ③安全・安心の確保